

多治見市教育の政治的中立性の確保に関する条例

社会が多様化し、激しく変化する中で、次代を担う子どもたちが、心豊かに未来を切り拓く力を身に付けることは、多治見市民すべての願いです。

教育は、子どもたちが心身ともに成長し、自らの能力や個性を最大限に高め、豊かな人格形成を行う重要な営みです。

この教育の重要性に鑑み、近年、民意の反映による更なる教育の振興を図るため、教育委員会と市長との連携強化が求められています。

しかし、その連携強化のもと、教育の基本原則である政治的中立性が損なわれることがあってはなりません。

多治見市の教育から、市長、行政機関、政党、個人又は団体による不当な介入を排除し、政治的中立性を確保するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、教育の政治的中立性が損なわれるとの疑いを市民に与えることがないようにするため、多治見市の教育から不当な政治的影響又は支配を排除し、もって教育の恒久的安定及び教育に対する市民の信頼の向上に資することを目的とします。

(教育委員会及び市長の職務権限)

第2条 教育委員会は、法令等（法令及び条例等をいいます。以下同じです。）の定めによる自らの職務権限を公正かつ適正に行います。

2 市長は、法令等の定めによる自らの職務権限を公正かつ適正に行います。

(市長の責務)

第3条 市長は、前条の職務権限を尊重し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第4項の規定に基づくほか、多治見市の教育の政治的中立性を確保しなければなりません。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行します。